

昭和五十八年第一回福生市議会臨時會議事日程

開議日時 一月十日（月）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第一号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第二号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）

日程第五 議案第三号

昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第六 議案第四号

昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画

整理事業会計補正予算（第二号）

日程第七 議案第五号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）

号）

日程第八 議案第六号

昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）

日程第九 議案第七号

昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第十 陳情第五十八—一号

優生保護法の改正についての陳情の不採択を求める陳情書

情書

議長（末次恒男君） 日程第一—会議録署名議員の指名を行います

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長

に委ね

十五番 鈴木藤次郎君

十八番 東田正治君

十九番 宮沢良一君

以上三名を指名いたします。

議長（末次恒男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして

開会日 一月十日（月）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会費の決定

日程第三 議案第一号

日程第四 議案第二号

日程第五 議案第三号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）
昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第六 議案第四号

昭和五十七年度福生市都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）

日程第七 議案第五号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）

日程第八 議案第六号

日程第九 議案第七号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
昭和五十七年度福生市都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）

午前十時 開会、開議

議長（末次性男君） たいい、これから昭和五十八年第一回福生市議会臨時会を開会いたします。

こゝより今日の会議を開きます。

議長（末次性男君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

十五番 鈴木藤次郎君

十八番 東田正治君

十九番 宮沢良一君

以上三名を指名いたします。

議長（末次性男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして

諸般の報告をいたさせます。

(小林田議会事務局局長報告)

- 一、昭和五十八年第一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
 - 二、付議事件の告示について(別添参照)
 - 三、議案の送付について(別添参照)
 - 四、陳情の受理について(別添参照)
 - 五、市議会議事説明員の委任について(別添参照)
 - 六、議案説明員の出席要求について(別添参照)
 - 七、昭和五十七年十一月分例月出納検査の結果について(別添参照)
 - 八、議案の正誤について(別添参照)
- 議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

議長(末次性男君) 日程第二、会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されており、
ますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る五日開催
いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、臨時会の日程でございますが、議案、条例一件、予算六件の七議案、
それに十二月二十七日提出された陳情一件の計八議案であります。

日程の順序につきましては、慣例に従いまして、条例、予算、陳情書の順で
編成をさせていただきました。また、議案の取り扱い方については、御手元に御配付
の付託表のとおり、すべて各々の委員会に付託することいたしました。

次に会期であります。委員会審査の日程、休日等を考慮して一月十八日を
最終日とする九日間と決定した次第でございます。

以上でございますが、新年冒頭に開催されます本臨時会が円滑に運営されま
すよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。

議長(末次性男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、一月十日から一
月十八日までの九日間と決定いたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって会期は九日間と決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第三 議案第一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎進君登壇）

福祉部長（須崎進君） 御指名をいただきましたので、議案第一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、老人保健法の制定に伴いまして、関連条文を改正しようとするものでございます。

次に、内容について御説明を申し上げます。

まず、第五条一項につきましては、被保険者が療養給付を受ける。

際の百分の三十の一部負担でございますが、今回このうちから老人保健法の対象となる方を除こうとするものでございます。

次に、第十一条、第十二条は罰則規定でございますが、資格取得等の届け出、文書の提出等に対しての違反者に対します過料の額を現行の二千円以下を二万円以下に改めようとするものでございます。

付則につきましては、施行期日につきましては、この条例は五十八年二月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置といたしまして、改定後の今条例の罰則の規定につきましては、施行日以後の行為に対して適用し、施行日以前の行為に対する罰則の適用については従前の例によるものとしてございます。

以上、簡単な説明でございますが、慎重御審議をいただきますとして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九番（小野沢 久君） この際、動議を提出いたします。

これにいま議題となっております議案第一号については厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

これにいま小野沢 久君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第一号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）について提案理由とその内容について御説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、今回の補正予算の骨子を申し上げてみたいと思います。今回の補正予算は、昨年決定され本年二月より実施されます老人保健法の医療制度の発足に伴う経費と期末手当に関連する人件費であり、その財源については、民生費の老人医療及び老人保健医療にかかる国、都支出金、それと人件費の措置についてはすべて予備費を充当しようとするものです。

まず、歳入については、老人医療関連支出に伴う国、都支出金及び都委託金がすべてであります。一方歳出におきましては、既に十二月議会で御決定いたされ、既に支給されたところの職員等の期末手当の支給割合の予算計上分に對しての不足分〇、四五ヵ月分と四月、十月の職員人事異動に伴う給料等の予算目別調整であり、また民生費における老人医療にかかる関連事務費等が主なものでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げたいと思ひます。まず、一ページをお開きいただきたいと思ひます。

総則でございますが、今回の歳入歳出予算の補正は第一条において、歳入歳出それぞれ五百十五万一千円追加し、歳入歳出予算の総額を百十五億七千九百八十六万円と定めようとするものでございます。

次に、二ページをお開きいただきます。歳入でございますが、まず国庫負担金において三百七十九万五千円の追加補正で、これは従来の老人医療費の追加に伴う国の負担分六分の四の相当額と老人医療費支給事務費及び老人健康保健法による保健事業費負担分でございます。

次の委託金三十九万四千円でございますが、これは従来の老人医療事務委託に伴う委託金三分の二に相当する額でございます。以上、歳入合計五百十五万一千円で、歳入総額百十五億七千九百八十六万円と相なる次第でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。先ほど御説明申し上げましたとおり、人件費が主なもので、全項目にわたる内容が同じでありますので、その金額と概要だけを申し上げます。まず、議会費におきまして、百九十八万四千円の追加補正で、こ

れは議員並びに職員の期末手当、それと職員の要勤に伴う給料等の調整に伴う相殺でございます。

次に、総務費でございますが、二千七十九万四千円の追加補正でございます。一項目の総務費、総務管理費から六項目の監査委員費まですべて職員の期末手当の差額分と人事要勤に伴う給料の調整増減額の相殺に伴う追加補正計上分でございます。

次に、民生費の一千三百四十四万円の追加補正につきましては、まず社会福祉費において、一千二百四十万七千円の追加でございますが、先ほど歳入で申し上げました関連事業に伴う従来の老人医療経費、それと二月から実施されます老人保健法に基づく経費が含まれており、パート賃金として十四万、健康手帳、医療証等の郵送、郵券代五十二万九千円、それと今回発足する老人保健医療特別会計への繰出金、いわゆる老人健康保健法の中の法第二十九条による市町が分担すべき負担金十分の五でございます。したがって国が十分の二、都が十分の〇・五、市が〇・五ということになります。その金額三百四十七万八千円を市の分を繰り出したということでございます。また、従来の制度として

医療扶助費としての不足分五百三十五万円、その他は職員の手当と要
勤に伴う給料等の調整増減の相殺に伴う追加補正で、以下児童福祉費
生活保護費についても同様人件費でございます。

次のページをお開きいただきたいと思つます。次に、衛生費の百四十万三千円の
追加補正につきましては、すべて職員手当の差額分及び給料等の調整増減額
との相殺でございます。それから、次の労働費百二十三万八千円、農林水産業費の
三十三万八千円、商工費二十万六千円、土木費の二百七十二万六千円、さらに教育
費の一千三百八十八万二千円については、いづれも職員期末手当分と人事費
動に伴う給料等の増減調整相殺分に伴う追加補正でございます。次の
予備費五千八十六万円の減額補正につきましては、歳入歳出の調整による
減額でございます。以上、歳出合計五百十五万一千円の追加補正で、歳出総額
百十五億七千九百八十六万円と相なる次第でございます。

以上、はなはだ難駁な説明でございますが、慎重御審議の上原案どおり御
決定くださるようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

九番（小野沢久君） この際、動議を提出いたします。

「いま議題となつております議案第二号については、総務、建設、厚生
の三常任委員会に付託されることを望みます。」

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） お諮りいたします。

「いま小野沢久君から、本案は総務、建設、厚生
の三常任委員会に付託されることと望みますが、本動議のとおり決することに御異議
ありませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第二号は総務、建設
厚生
の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第五 議案第三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎 進 君 登壇）

福祉部長（須崎 進 君） 御指名をいただきましたので、議案第三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本会計の補正予算につきましては、老人保健法の制定施行に関連いたします補正と人件費の補正でございます。

次に、総則について御説明申し上げます。第一条につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八百三十八万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十一億九千二百二十一万五千円と定めようとするものでございます。

第一表 歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。二ページをお開きいただきますと思います。

まず、歳入でございますが、国庫支出金の国庫負担金におきまして、八百三十八万五千円の減額でございます。これは、老人保健法医療費対象分の医療に係る負担金の減額分と医療費拠出金の負担金の増額分等の相殺した減額でございます。この歳入合計が八百三十八万五千円を減額いたしまして十一億九千二百二十一万五千円と相なるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。総務費におきまして、総務管理費が十八万二千円の減額でございます。これは、人事異動によります減額と職員手当の増額を相殺したものでございます。

次に、保険給付費療養諸費におきまして、三千七十三万一千円の減額でございます。これは、老人保健法対象分の二月分の療養給付費の減額でございます。次に、老人保健拠出金でございます。一千六百十八万二千円を増額でございます。これは、二月分対象老人の医療費費用額の二分の一及び加入調整率によりますところの計算によります拠出金と事務費拠出金でございます。次に、予備費におきまして、六百三十四万六千円と予備費を定めようとするものでございます。これらの歳出合計が八百三十八万五千円減額いたしまして、

十一億九千二百二十一万五千円と相なるものでござります。

大変難解な説明でござりますか、慎重御審議をいたさしまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

九番（小野沢久君） この際動議を提出いたします。

たゞし議題となっておりません。議案第三号については、厚生委員会に付託されることを望みます。

議長（末次性男君） お認りいたします。

たゞし小野沢久君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第三号は厚生委

員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第六 議案第四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

建設部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）につきまして御説明を申し上げます。

まず、第一ページ総則でござりますが、歳出予算の金額を第一表 歳入歳出予算の補正によることを定めたいものでござります。

次に、二ページの第一表 歳入歳出予算補正でござりますが、総務費で四十六万二千円の減額でござります。内容の説明を申し上げますとこの全部が人件費でござります。期末勤勉手当の増加分と人事異動によります給与関係の減額

でございます。予備費は、四十六万二千円の補正でございますが、これは総務費で減額となったものを予備費に充当いたしましたものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

九番（小野沢久君） この際動議も提出いたします。

たいてい議題となっており、議案第四号については建設委員会に付託されんことを望みます。

議長（末次性男君） お認りいたします。

たいてい小野沢久君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第七議案第五号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

建設部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第五号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）について御説明申し上げます。

まず、総則でございますが、歳入歳出予算の金額は第二表 歳入歳出補正によることを定めたものでございます。

ページの第一表 歳入歳出予算の補正でございますが、総務費で九十八万三千円の減額補正でございます。これは全部が人件費で、内容として、は期末勤勉手当の増額分と人事異動によります給与関係の減額でございます。